

文部科学省所管独立行政法人の見直し当初案

- 見直し当初案整理表

科学技術振興機構 P. 1

- 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況

科学技術振興機構 P. 15

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人 科学技術振興機構			府省名	文部科学省	
沿革		昭和 32 年 8 月 日本科学技術情報センター 昭和 36 年 7 月 新技術開発事業団 (平成元年 10 月より新技術事業団)			平成 8 年 10 月 科学技術振興事業団	平成 15 年 10 月 独立行政法人 科学技術振興機構	
中期目標期間		第 1 期；平成 15 年 10 月～平成 19 年 3 月、第 2 期；平成 19 年 4 月～平成 24 年 3 月					
役員数及び職員数 (平成 23 年 4 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		7 人 (2 人)	6 人 (1 人)	1 人 (1 人)	1494 人		78 人
年 度		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	103,463	105,058	106,657	102,760	104,960	123,465
	特別会計	805	303	0	0	0	0
	計	104,268	105,361	106,657	102,760	104,960	123,465
	うち運営費交付金	103,463	105,058	106,657	102,662	104,818	123,329
	うち施設整備費等補助金	0	0	0	98	142	136
	うちその他の補助金等	805	303	0	0	0	0
	うち政府出資金	400	0	0	0	0	0
支出予算額の推移 (単位：百万円)		112,935	114,118	115,376	111,184	117,808	133,274
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)		△76,008	△75,755	△74,884	△74,116		
発生要因		当機構の繰越欠損金は文献情報提供勘定におけるものであり、これは過年度に取得した資産の減価償却費(主に文献情報データベースのコンテンツ(情報資産)の減価償却費)等により発生したものである。					
見直し内容		文献情報提供業務においては、第Ⅱ期経営改善計画(平成 19～23 年度)を策定し、経営基盤の強化・収益性の改善を図ることにより、①平成 20 年度：国からの出資金を受けずに自己収入のみで事業運営 ②平成 21 年度：単年度黒字 ③平成 22 年度以降：着実に経常利益の増加を図り、繰越欠損金を継続的に縮減することとしており、平成 22 年度まで計画通りの進捗となっている。平成 24 年度以降についても着実な繰越欠損金の縮減に努めていくこととし、文献情報提供業務の平成 24 年度中の民間事業者によるサービスの実施に向けた検討を踏まえつつ、今後、新たな経営改善計画を策定する。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		6,143	10,389	3,837	7,065		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		112,514	107,891	119,055	116,996	(見込み) 120,478	(見込み) 137,100
見直しに伴う行政サービス実施コ		行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。					

ストの改善内容及び改善見込み額																								
<p>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 22 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中は、Ⅱ業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置に関する総合評価は、毎年度「A」であった。特に、「組織の編成及び運営」の項目については平成 19、20 年度の業務実績評価では「S」評価であった。 ・ 一般管理費（人件費を含み、公租公課を除く。）削減（中期目標 15%以上） →平成 18 年度を基準とした各年度の削減計画と実績は以下の通り。 H19 計画 3,031、実績 2,797 H20 計画 2,959、実績 2,706 H21 計画 2,888、実績 2,777 H22 計画 2,751、実績 2,698 計画通り達成している。 ・ 文献情報提供業務以外の業務にかかる事業費（競争的資金を除く）削減（中期目標 毎事業年度 1%以上） →対前年度と比較して、各年度 1%以上削減 H19 計画 25,424、実績 25,408 H20 計画 25,170、実績 25,113 H21 計画 24,918、実績 24,493 H22 計画 24,669、実績 23,098 計画通り達成している。 ・ 人件費については、平成 23 年度において、平成 17 年度と比較して 6%以上の削減を行う →平成 17 年度と比較して各年度の実績は以下の通り。 																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人件費決算額（単位百万円）</td> <td>5,760</td> <td>5,688</td> <td>5,549</td> <td>5,419</td> </tr> <tr> <td>人件費削減率（%）</td> <td>△2.4</td> <td>△3.6</td> <td>△6.0</td> <td>△8.2</td> </tr> <tr> <td>人件費削減率（補正值）（%）</td> <td>△3.1</td> <td>△4.3</td> <td>△4.3</td> <td>△5.0</td> </tr> </tbody> </table>					平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	総人件費決算額（単位百万円）	5,760	5,688	5,549	5,419	人件費削減率（%）	△2.4	△3.6	△6.0	△8.2	人件費削減率（補正值）（%）	△3.1	△4.3	△4.3	△5.0
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度																				
総人件費決算額（単位百万円）	5,760	5,688	5,549	5,419																				
人件費削減率（%）	△2.4	△3.6	△6.0	△8.2																				
人件費削減率（補正值）（%）	△3.1	△4.3	△4.3	△5.0																				
	<p>※人件費削減率（補正值）とは、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した場合の削減率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ラスパイレス指数については、平成 22 年度に 120 未満にすることを目標とする。 →各年度のラスパイレス指数の推移は以下の通り、 																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年齢勘案</td> <td>122.3</td> <td>119.5</td> <td>116.7</td> <td>114.4</td> </tr> <tr> <td>(参考)年齢・地域・学歴勘案</td> <td>107.9</td> <td>104.8</td> <td>100.8</td> <td>98.9</td> </tr> </tbody> </table>					平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	年齢勘案	122.3	119.5	116.7	114.4	(参考)年齢・地域・学歴勘案	107.9	104.8	100.8	98.9					
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度																				
年齢勘案	122.3	119.5	116.7	114.4																				
(参考)年齢・地域・学歴勘案	107.9	104.8	100.8	98.9																				

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人科学技術振興機構				府省名	文部科学省
事務及び事業名	科学技術イノベーション創出の推進					
事務及び事業の概要	<p>○ 自ら持つ強みである「柔軟性」、「専門性」、「つなぐ力」を一層強化し、外部の人材や研究機関等のリソースを活用してオープンに基礎研究から企業化開発まで総合的に展開する。</p> <p>○ 政策課題解決の達成に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時々の政策課題に対応して、専門的知見に基づく目利き機能を活用してイノベーションの芽を生み出し得る人と知をいち早く見出し、 ・ これらの人と知を核にして、最良の人材、研究施設等の外部リソースを、国や組織の枠を超えて活用することで、最適な研究チームを機動的に時限付で編成し、イノベーションの芽を創出する。 ・ イノベーションの芽を育成し、産業界等へ橋渡ししていく研究開発を実施し、科学技術イノベーションの実現を目指す。 ・ アカデミア、産業界、社会等の関係者をつなぐネットワークを構築し、オープンイノベーションの場を創出する。 <p>以上を通じて「バーチャル・ネットワーク型研究所」としてのJSTを目指し、新たな価値を生み出すような科学技術イノベーションの創出を一体的に推進する。</p> <p>○ これらを実現するため、「新技術の創出に資する研究」「新技術の企業化開発」「科学技術に関する研究開発に係る交流・支援」を統合し、「科学技術イノベーション創出の推進」とする。</p> <p>○ 東日本大震災を受け、東日本大震災復興構想会議による復興構想の具体化、復旧・復興の進展等に応じて、適切な施策を実施する。</p> <p>○ 「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」で得たノウハウを活用する。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	85,533	87,203	85,144	89,694	106,739
	国からの財政支出額	85,533	87,203	85,144	89,694	106,739
事務及び事業に係る職員数 (各年14月1日現在)	常勤	1,341人	1,153人	1,171人	1,058人	-
	非常勤	34人	36人	61人	60人	-
「基本方針」での指摘	<p>・ 政府における総合科学技術会議の在り方に関する見直しと並行して、事業の優先度を明確化し、重点化を行う。特に、地域イノベーション創出総合支援事業については平成25年度末までに廃止する。</p>					

**事務及び事業の見直しに係る具体的措置
(又は見直しの方向性)**

第2期中期目標期間においては、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）等に従い、地域イノベーション創出総合支援事業の廃止などを実施してきているが、これに加え、以下の見直しに係る具体的措置を行う。

① 科学技術イノベーション創出に向けた戦略的な取り組み

- ・ オープン、グローバル、フラットなイノベーションシステムへの構造変化へ対応し、科学技術イノベーション政策の一体的展開を図るべく、大学や公的研究機関における有望なシーズの発掘から事業化に至るまで、切れ目無い支援を強化するため、基礎研究から企業化開発まで総合的に事業を展開する。
- ・ 研究開発成果を確実に社会の課題解決につなげるため、科学技術イノベーション創出に資する研究については、領域設定に当たり従来の重点推進4分野対応型から2大イノベーションを始めとした重要政策課題達成型へと転換する。
- ・ 平成23年度に6制度から3制度に集約した競争的資金制度については、研究課題評価や研究課題の推進に係る各種業務等について、事業運営の効率化を進める。
- ・ 利用者にとっての分かりやすさ、使い勝手の向上を目指し、イノベーション創出支援（各種支援制度、Webコンテンツ、イベント等）の整理・統合を進める。
- ・ 安全・安心な社会・都市・地域構築に向けて必要とされる対策を講じるため、従前の方法論に加え、現場を中心としたステークホルダーとの協働による自然科学と人文・社会科学を融合した実践型研究開発等を進める。

② 世界と協働した国際活動の戦略的展開

- ・ 我が国の科学技術を活かし、世界と協働した研究活動の戦略的展開を図る。特に東アジア諸国にとって重要な経済社会の更なる発展と共通課題の解決を目指した国際協力を展開する。また、海外からの優秀な研究者や資金を我が国に惹きつける取組を強化する。

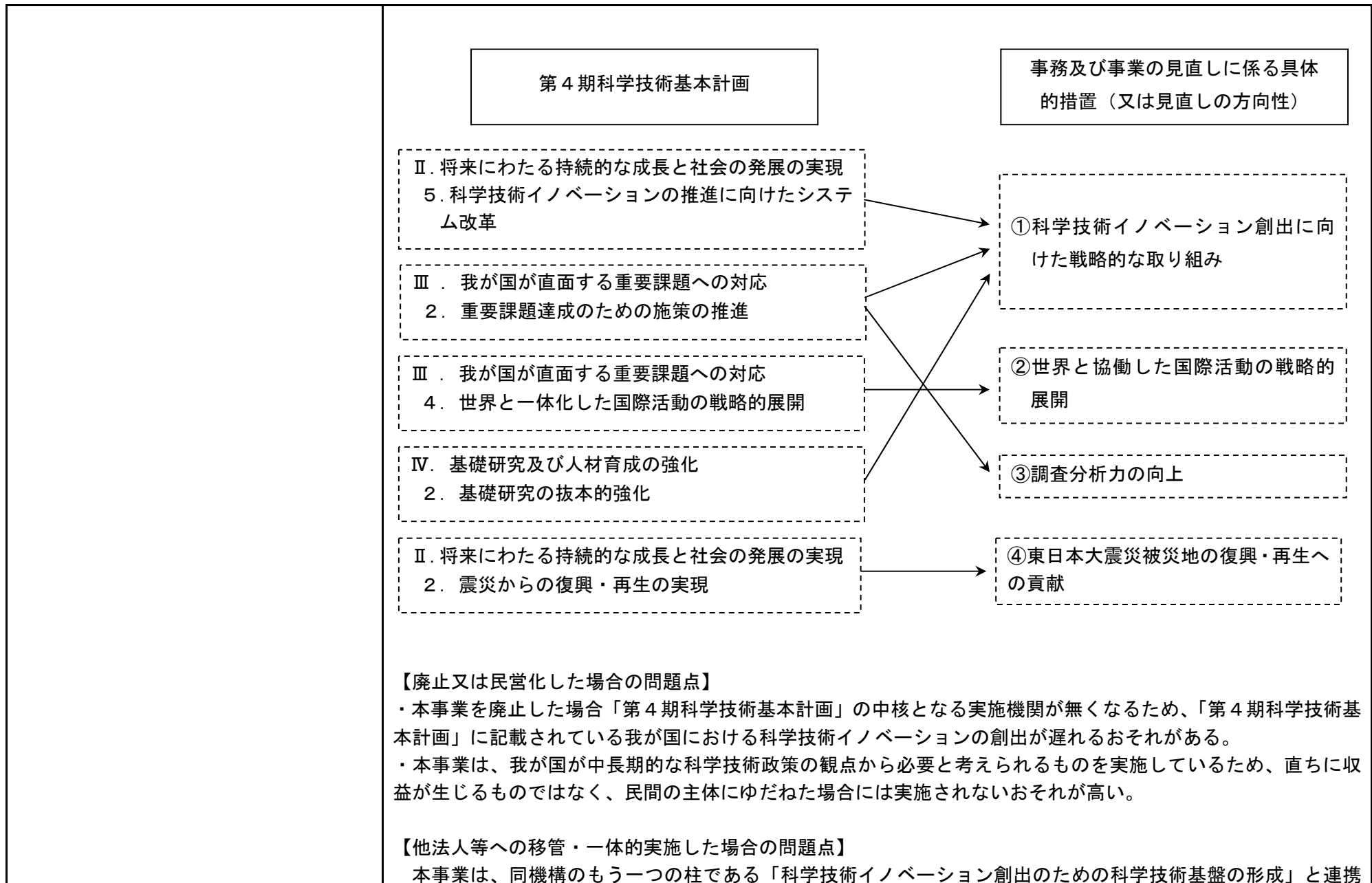
③ 調査分析力の向上

- ・ 従来主として行ってきた科学技術面からの調査に加え、今後は、科学技術イノベーションの創出に貢献するため、人文・社会科学の視点を入れ、社会的・産業的なニーズ把握、波及効果分析等も行い、実用化までも見据えた提言を行う。

④ 東日本大震災被災地の復興・再生への貢献

- ・ これまで地域事業等で培ってきたリソース等を最大限に活かし、被災地のニーズに応じた産学官の連携による研究開発支援等を行い、新産業の創出等を通して東日本大震災の被災地における迅速な復旧・復興に貢献する。

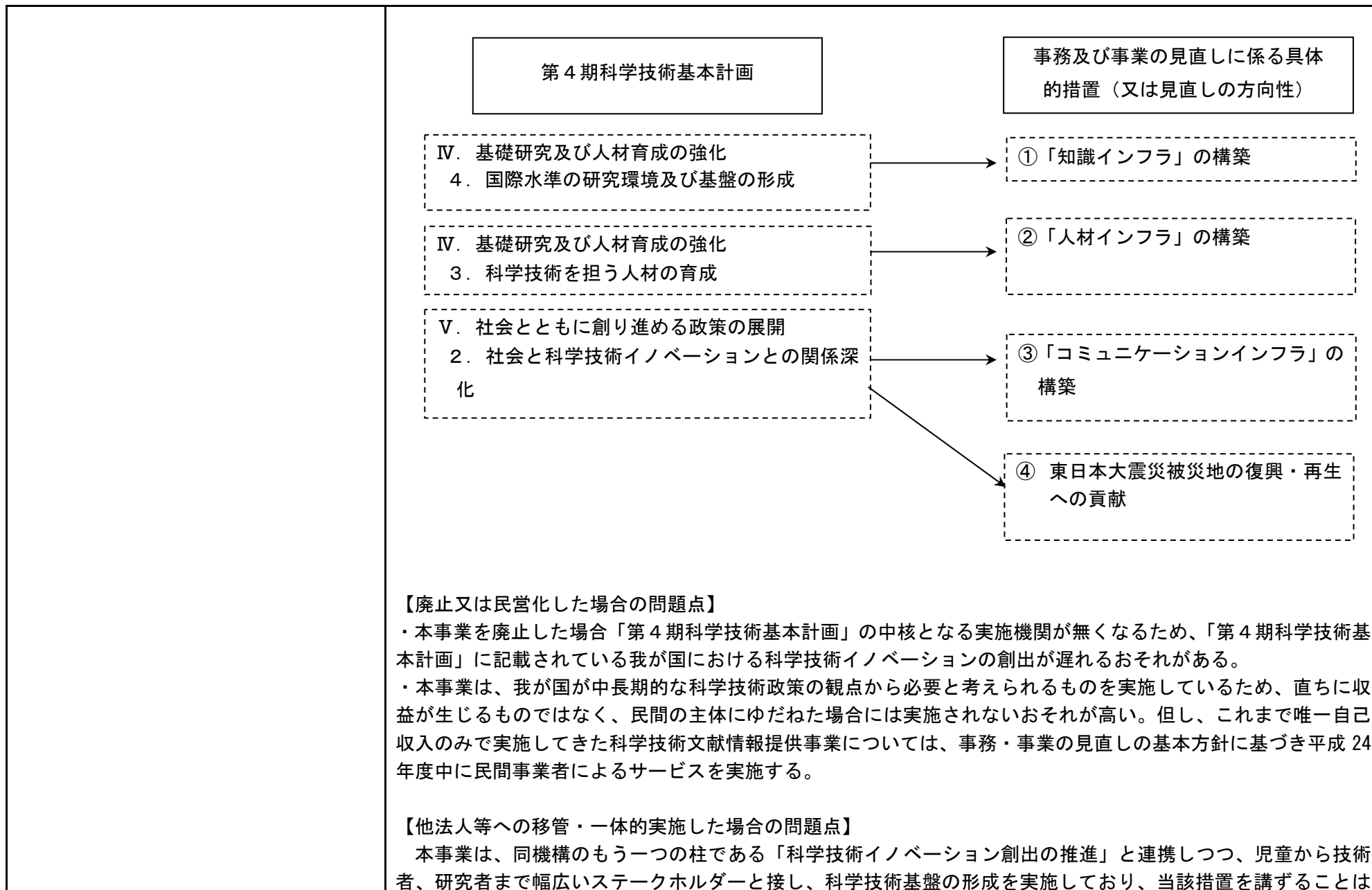
	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーや省エネルギーにおいて革新的技術の創出に資する研究開発を行い、将来的な低炭素社会の実現に貢献する。 <p>⑤ 事業間の連携の強化</p> <p>自らの研究活動の内容や成果について発信するアウトリーチ活動（研究者等と国民が互いに対話しながら、国民のニーズを研究者等が共有するための双方向コミュニケーション活動）などの科学技術コミュニケーション活動を積極的に行い、国民及び海外に向けて分かりやすく発信するとともに、こうした活動によって得られたノウハウをもう一つの柱である「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」に対してフィードバックする等により事業間の連携を強化する。</p>
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p><①～④について></p> <p>平成23年8月19日に閣議決定された『第4期科学技術基本計画』においては、(1)「科学技術イノベーション^(注)政策」の一体的展開、(2)「人材とそれを支える組織の役割」の一層の重視、(3)「社会とともに創り進める政策」の実現が、我が国の科学技術政策の基本方針とされている。</p> <p>機構には、第4期科学技術基本計画に示されている政策の実施において中核的な役割を担うべく、科学技術イノベーション創出の推進や、人材や情報などの科学技術基盤の構築、社会との科学コミュニケーションの促進等を通じて、国民の期待に応じていく責務がある。</p> <p>第4期科学技術基本計画において記述されている事項と上記の事務及び事業の見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）における「①科学技術イノベーション創出に向けた戦略的な取り組み」、「②世界と協働した国際活動の戦略的展開」、「③調査分析力の向上」及び「④東日本大震災被災地の復興・再生への貢献」との関連は以下の通りである。</p> <p>(注)科学技術イノベーション：科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて新たな経済的、社会的・公共的価値の創造に結びつける革新。（「第4期科学技術基本計画」より）</p>



	<p>しつつ、基礎研究から実用化まで幅広い範囲にわたり、課題達成型研究開発を実施しており、当該措置を講ずることは困難である。</p> <p>【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 本事業は、同機構が担っている他の事業と重複した事業はなく、仮に他の事業と統合したとしても効率化が見込めるものではない。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。</p>

法人名	独立行政法人科学技術振興機構	府省名	文部科学省			
事務及び事業名	科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成					
事務及び事業の概要	<p>「知識インフラ」、「人材インフラ」、「コミュニケーションインフラ」を形成し、科学技術イノベーション政策を支えるソフト面でのインフラを形成・提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 科学技術イノベーションの創出のための研究基盤の整備として、科学技術情報の整備や流通を促進する。 ○ 科学技術イノベーションの創出に向け、国の垣根を越えて活躍できる人材を育成する（研究開発に関与する多様な人材と次世代人材の育成）。 ○ 科学技術イノベーションに関する理解、支持、信頼を得、科学技術に対する国民の期待や社会的要請を政策等に活かすため、双方向の科学コミュニケーションを進める。 ○ 東日本大震災を受け、東日本大震災復興構想会議による復興構想の具体化、復旧・復興の進展等に応じて、適切な施策を実施する。 					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)	
支出予算額	21,005	20,829	19,014	16,008	16,317	
国からの財政支出額	16,207	16,131	14,322	12,148	13,119	
事務及び事業に係る職員数 (各年14月1日現在)	常勤	221人	206人	207人	314人	-
	非常勤	10人	12人	8人	15人	-
「基本方針」での指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学技術文献情報提供事業については、平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する。 ・ 政府における総合科学技術会議の在り方に関する見直しと並行して、事業の優先度を明確化し、重点化を行う。特に、理科支援員等配置事業については平成24年度末までに廃止する。 					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」については、国際的な視点も取り入れつつ、以下のとおり、事務及び事業の見直しを図る。</p> <p>① 「知識インフラ」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学技術情報を所有・提供する他の公的機関や民間企業との連携を進めることで、過去から蓄積してきている科学技術情報の幅広い活用を促進する。 ・ 単なる情報検索ツールの提供ではなく、科学技術イノベーションの創出に寄与するようなデータ整備を進める。 ・ バイオインフォマティクス推進センター事業については、23年度で廃止し、24年度以降は23年度に創設したライフサイエンスデータベース統合推進事業に一本化する。 					

	<p>② 「人材インフラ」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 優れた才能を有する次世代人材の育成を支援するため、「伸びる子を伸ばす」施策と「科学技術教育能力を向上させる」施策に重点化する。 理科支援員等配置事業は平成24年度末までに廃止する。 理数系才能の育成に関する調査研究に加え、手法開発、効果検証、課題把握を行うことにより実践・推進と有機的に連環させた人材育成施策を展開するため、理科教育支援センターと理数学習支援部を統合し、次世代人材育成センター（仮称）として再編する。 <p>③ 「コミュニケーションインフラ」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 科学技術イノベーションの創出に関する国民の理解、信頼、支持を得るため、我が国の研究開発活動や成果に関する双方向の対話活動を自ら推進するとともに、科学者によるアウトリーチ活動を促進する。こうした科学技術コミュニケーション活動を支えるため、日本科学未来館等を活用した最先端の科学技術コミュニケーションに関する研究開発、場の運営・提供、活動を担う人材の育成などを一層推進する。 IT 活用型情報発信、科学コミュニケーション連携推進（科学館めぐり・理科大好きボランティア・かがくナビ）、サイエンスポータル（サイエンス・リンクス・ジャパンも含む）を科学とつながるポータルサイトとして再編する。 コミュニケーションインフラを活用し、復旧・復興に係る科学的根拠をもった正確な情報の継続的な発信及び双方向のコミュニケーション手法の開発等に取り組むことにより、科学技術イノベーションに関する国民の理解、信頼、支持の獲得に貢献する。 <p>④ 東日本大震災被災地の復興・再生への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> 知識インフラを活用し、東日本大震災に関する学術調査結果等の情報を集積するとともに、他の震災アーカイブと連携し、震災に関する科学技術情報の流通基盤を強化することにより、防災対策や復旧・復興に向けた研究開発活動を支援する。
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>第4期科学技術基本計画において記述されている事項と上記の事務及び事業の見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）における「①「知識インフラ」の構築」、「②「人材インフラ」の構築」、「③「コミュニケーションインフラ」の構築」、および「④東日本大震災被災地の復興・再生への貢献」との関連は以下の通りである。</p>



	<p>困難である。</p> <p>【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 本事業は、同機構が担っている他の事業と重複した事業はなく、仮に他の事業と統合したとしても効率化が見込めるものではない。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。</p>

Ⅲ 組織・運営の見直しに係る当初案

法人名	科学技術振興機構
-----	----------

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考[補足説明]	(参考)基本方針の関連部分
1. 不要資産の国庫返納	<p>① 伊東研修施設の持分所有権を売却し、その売却収入を国庫納付する。</p> <p>② 与野宿舎、池袋宿舎については、現入居者が退去次第、速やかに国庫納付の手続きを開始する。</p>	<p>① 現在売却手続き中である。</p>	<p>伊東研修施設の持分所有権を処分し、売却収入を国庫納付する。(23年度中に実施)</p> <p>与野宿舎、池袋宿舎については、現入居者が退去次第、速やかに国庫納付の手続きを開始する。(23年度以降実施)</p> <p>○国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>
			<p>二番町事務所等7事務所については、平成23年度を目途に集約化し、コストを縮減する(年間1.6億円以上のコストダウンを実現する)。(23年度を目途に実施)</p> <p>パリ、北京の海外事務所を他の研究開発法人と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。(22年度中に実施)</p> <p>イノベーションプラザ岐阜を廃止する(22年9月)。(22年度中に実施(実施済み))</p> <p>全国19か所に立地するイノベーションプラザ等について、自治体等への移管等を進め、廃止する。(23年度以降実施)</p> <p>○国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>
2. 事務所等の見直し	<p>① 二番町事務所等7事務所について、平成23年度を目途に集約化し、コストを縮減する。</p> <p>② パリ事務所について、宇宙航空研究開発機構及び日本原子力研究開発機構のパリ事務所と、3者の次期賃貸借更新時となる平成26年度に共用化する。</p> <p>③ イノベーションプラザ等について、自治体等への移管等を進め、廃止する。</p> <p>④ 科学技術文献情報提供事業における民間事業者によるサービス実施に伴い組織体制を見直す。</p>	<p>③ 所有するプラザ(8か所)の施設については、自治体等への移管等を進めることを中期目標及び中期計画(平成19年度～23年度)を変更して規定し、現在、自治体等と交渉中である。賃貸のサテライト(8か所)及びランチ(3か所)については、現行実施中のプログラムが平成23年度末に終了した後、退去する。</p>	<p>○海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考[補足説明]	(参考)基本方針の関連部分
3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、引き続き競争性のない随意契約の見直しを実施するとともに、一者応札応募対策として以下の取り組みを実施して、コストの削減や透明性の確保を図る。 ①仕様書チェックリストによる点検 ②競争参加要件の緩和徹底 ③公告期間確保の周知徹底		○各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。
② 契約に係る情報の公開	・「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき、平成23年7月公告分より実施した。		○独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めると、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。		○各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。
④ 調達の見直し	① 研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、平成23年度中に他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、その後、実行・継続する。 ② アウトソーシングしても事業の遂行に支障はないと認められ、また、アウトソーシングの方がコスト面でも効率的な運営ができると考えられる各種サーバーの運用・管理及び建物清掃等の業務について引き続きアウトソーシングを実施する。	① 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始した。平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。 また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。(23年度中に実施) ○各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。 ○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考[補足説明]	(参考)基本方針の関連部分
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、厳格なチェックを行う。 理事長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも配慮しつつ引き続き個別の金額を公表する。また、職員の給与水準に関して、国民の理解を得られるよう引き続き適正な給与水準を維持する。 		<p>○独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>○給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>
② 管理運営の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 適材適所を目指し、適切な人事管理を引き続き実施する。 職員の人材育成を強化する。 給与振込手数料の減額について取引銀行と交渉していく。 海外出張における複数の見積合わせによる格安航空券の購入や国内パック旅行の周知徹底を引き続き行う。 		<p>間接部門を整理統合することにより経費の縮減を図るとともに、その他の部門についても統合による効率化を図る。(22年度から実施)</p> <p>○業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p> <p>○法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p> <p>○事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p> <p>○組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>
5. 自己収入の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き自己収入の確保に向けた努力を行う。 	<p>日本科学未来館における米館者からの入場料収入等、外国人研究者宿舎における入居者からの入居料等収入など、機構の実施する事業の受益者より適正な負担を求めている。文献情報提供勘定における事業については、これまでも収益性の改善を図ることにより繰越欠損金を縮減してきている。</p>	<p>○特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p> <p>○協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p> <p>○出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>
6. 事業の審査、評価	<p>各事業についてはこれまでも独立行政法人評価委員会による毎年度の業務実績評価、外部有識者を入れた自己評価や研究課題評価を行っている。引き続きこれらの評価を実施し、結果等について機構のホームページや公募要領等で公開し透明化を図る。</p>		<p>○複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p> <p>○中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>
7. その他			<p>(注)「(参考)基本方針の関連部分」に記載のもののうち、「基本方針」中の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に掲げられている事項については、先頭に「○」を付けている。</p>

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 23 年9月現在)

文部科学省所管(1法人)			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
3	科学技術振興機構 (18)	● 競争的資金の不合理的重複・過度の集中の排除等	① 総合科学技術会議及び文部科学省のガイドラインを踏まえ、平成 19 年度より「府省共通研究開発管理システム」を活用し重複等を確認するなど機構の公募等の運用体制や方法等を見直した。
		● 新技術の創出に資する研究に係る事業の重点化	① 非競争的資金による事業をそれぞれ以下の決められた時期までに廃止し競争的資金による事業に重点化した。 平成 18 年度廃止・・・創造科学技術推進事業、国際共同研究事業、計算科学技術活用型特定研究開発推進事業 平成 19 年度廃止・・・人道的対人地雷探知・除去技術研究開発推進事業 平成 20 年度廃止・・・社会技術研究開発事業(計画型) また、平成 20 年度に革新技术研究開発事業も廃止した。
		● 新技術の企業化開発に係る事業の重点化	① プラザ・サテライトについて、中期計画に外部有識者・専門家で構成する評価委員会を設置して年度事業計画の達成状況や成果などについて評価を毎年実施することを盛り込んだ。概ね着実に計画を達成しているとの評価であったが、事業仕分けの評価を受けて、地域イノベーション創出総合支援事業を平成 25 年度までに段階的に終了することとなった。また、独創的シーズ展開事業のうち権利化試験を平成 18 年度に廃止した。
		● 科学技術情報流通に係る事業の重点化等	① ①平成 18 年度に J-EAST を、平成 19 年度に研究情報データベース化支援事業をそれぞれ廃止した。

			②科学技術文献情報提供事業については、平成 19 年度～23 年度の経営改善計画を策定し、平成 21 年度に単年度黒字化を達成し、現在まで計画通りの進捗で推移している。
	● 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援のための事業の重点化等	①	平成 19 年度に重点研究支援協力員派遣事業を、平成 21 年度に地域結集型共同研究事業をそれぞれ廃止した。 また、外国人研究者宿舎については、中期計画に廃止条件を記載すると共に、一般競争入札の導入等により、平成 19 年から平成 22 年の間で委託契約額を 23,053 千円削減した。
	● 科学技術に関する知識の普及と国民の関心・理解の増進のための業務（日本科学未来館の管理運営業務）	①	業務の効率化のための具体的な方策や自己収入の拡大方策等を盛り込んだプログラムを平成 19 年に策定し、達成状況を検証・公表している。また、関連公益法人に委託していた業務について、平成 19 年度に一般競争入札を実施した。なお、平成 21 年に実施した行政刷新会議による事業仕分けの結果、平成 22 年 10 月に JST の直轄運営に移行した。
	● 独立行政法人日本学術振興会との更なる連携の強化等	①	日本学術振興会との間では、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）等を活用し研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除（平成 20 年度～）するなど、連携を行っている。また、海外事務所については、同一都市にあるワシントンについて平成 22 年 3 月より共同設置・運用をしている。
	● 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等	①	今中期目標において、一部事業の廃止、管理運営の効率化について記載している。また、中期計画に「達成すべき成果」を明確に記載した上で、毎年各事業の自己評価を実施し、評価結果を事業運営に適切に反映させている。
	● 効率化目標の設定及び総人件費改革	①	中期目標及び中期計画に、一般管理費（人件費を含み公租公課を除く）や、文献情報提供業務以外の業務に係る事業費（競争的資金

			<p>を除く。)、及び人件費(「総人件費改革の取り組みの削減対象外となる任期付き研究者等」を除く)について削減目標を設定し、着実に削減している。</p> <p>またラスパイレス指数については、より実態を反映したラスパイレス指数(年齢・地域・学歴勘案)では平成22年度集計 98.9となり、国家公務員と同等以下の給与水準であり、中期計画に定めた平成22年度におけるラスパイレス指数(年齢勘案)を120未満とする目標に対しても、平成22年度で114.4と着実に是正している。</p>
		● 随意契約の見直し	① 第2期中期目標期間を通じて随意契約の見直しに努めた結果、H22年度において、競争性のない随意契約件数は224件(H18年度実績3405件)、金額は25億円(H18年度実績265億円)と大幅に削減した。
		● 資産の有効活用等に係る見直し	① 以下の様に随時見直しを行い、処分を進めている。 ・茅野(車山)研修施設(持分所有,平成21年3月19日売却)・南青山宿舎(区分所有,平成22年6月28日売却)・伊東研修施設(持分所有,売却手続き中)・上野事務所(国庫納付手続中。平成23年度中に現物納付予定)